

(仮称) 郡山市子ども計画の策定について ― 基本理念・基本的な方針 (案) ―

策定の目的・背景

■2023 (令和5) 年4月1日に施行された「**子ども基本法**」第10条第2項において、市町村は、2023 (令和5) 年12月閣議決定された「**子ども大綱**」及び「**都道府県子ども計画**」(策定されている場合)を勘案の上、子ども施策についての計画を策定するよう努めるものとされていることから、これを踏まえた**本市における新たな子ども施策に関する計画を策定する。**

第2期 郡山市
ニコニコ子ども・子育てプラン
2020(R2)年度～2024(R6)年度

第3期 郡山市
ニコニコ子ども・子育てプラン

子ども基本法 施行
2023(R5)年4月1日

子ども大綱 閣議決定
2023(R5)年12月

その他子ども施策に
関する計画と一本化

(仮称)郡山市子ども計画
2025(R7)年度～2029(R11)年度

子ども大綱 (令和5年12月22日閣議決定)

少子化社会対策大綱
(令和2年5月29日閣議決定)

子供の貧困対策に関する大綱
(令和2年12月25日閣議決定)

子供・若者育成支援推進大綱
(令和元年11月29日閣議決定)

大綱が目指す「こどもまんなか社会」

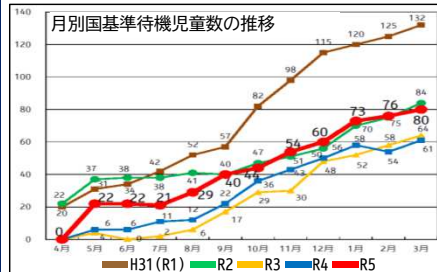
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に
幸福な生活を送ることができる社会

新たな視点

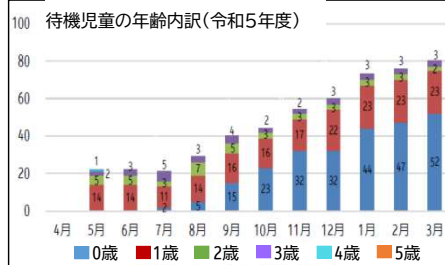
- ✓こども・若者の権利尊重
- ✓こども・若者の意見聴取
- ✓若者の支援
- ✓居場所づくり
- ✓ヤングケアラー支援
- ✓プレコンセプションケア
- ✓ひとり親支援
- ✓虐待防止

本市の課題

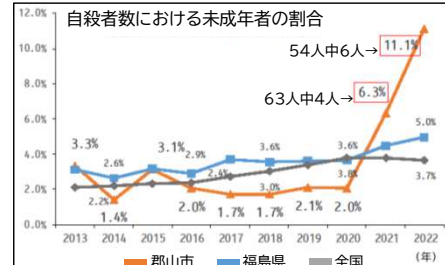
✓安心して出産・子育てできる環境づくり



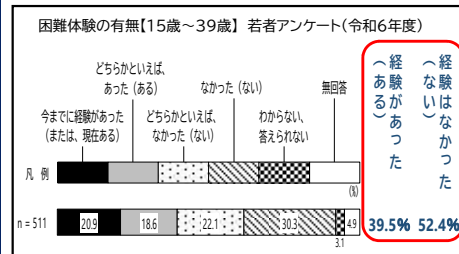
✓保育のニーズ把握



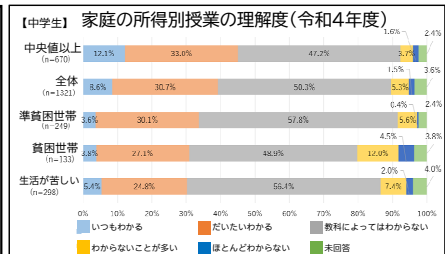
✓こども・若者の自殺対策



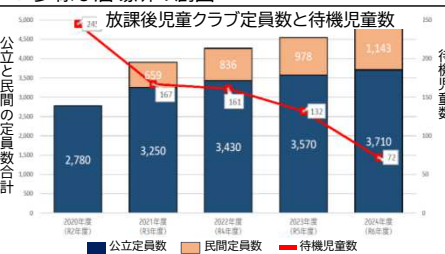
✓若者の支援



✓こどもの貧困対策



✓多様な居場所の創出



基本理念(案)

すべてのこども・若者のウェルビーイングを実現するまち こおりやま

児童憲章

子どもの
権利条約

こども
基本法

基本的な方針(案)

- | | |
|------------------------------|--|
| (1)こども・若者の権利保障と最善の利益 | こども・若者の権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。 |
| (2)こども・若者の意見表明と社会参画 | こども・若者の意見表明、社会参画の機会を創出し、様々な“声”を汲み取るための十分な配慮を行う。 |
| (3)こどもが安心して産まれ、育つことができる社会の実現 | すべてのこどもが安心して産まれ、育つことができるよう、妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援を社会全体で実現する。 |
| (4)こども・若者の自立を支える社会の実現 | すべてのこども・若者が、年齢で途切れることなく、おとなとして自立できるまでの切れ目ない支援を社会全体で実現する。 |
| (5)こども・若者の貧困と格差の解消 | すべてのこども・若者が、生まれ育った環境によることなく幸せな状態で成長できるよう、貧困と格差の解消を図る。 |
| (6)若い世代の多様な人生の希望形成と実現の支援 | 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、若い世代の視点に立って多様な人生の希望の形成と実現を支援する。 |
| (7)関係機関や民間団体との協働 | こども・若者、子育て当事者が抱える複合化する課題に対し、関係機関や民間団体との協働により解決に取り組む。 |